

平成 18 年 5 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社 ソディック
代表者名 取締役社長 塩田 成夫
コード番号 6143(東証第二部)
問合せ先 取締役 財務部部长
河本 朋英
電話 045-942-3111(代)

内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 17 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1 業務運営の基本方針

当社は、以下の基本精神と経営理念を会社運営の拠り所とする。

【基本精神と経営理念】

「創造」「実行」「苦労を克服」の当社精神に則り、最高の製品を提供し、とくにお客様の「ものづくり」をサポートすることによって、社会の発展に貢献することを経営理念とする。

これを実現し社会全体と共に継続して成長していくために、事業活動を通じて、お客様、株主・投資家の皆様、お取引先、地域社会、従業員をはじめとしたステークホルダーの皆様からの期待にお応えし、信頼されるソディックを築き上げる。

また、当社は上記の基本精神と経営理念を具体的行動に反映させるために、つぎの「行動指針」を日々の業務運営の指針とする。

【行動指針】

- ・ 常に世界最高水準のテクノロジーを追求する。
- ・ お客様の立場に立ち、世界同一品質で最高の性能を持つ製品を提供する。
- ・ 法令および定款、社内規程を遵守し、公明正大に行動する。
- ・ 安全で働きやすい職場環境をつくりあげる。
- ・ 豊かな社会を創造するために、環境の保全・調和に努める。

2 取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令および定款遵守の為に体制を含む内部統制システムの整備方針計画について決定し、監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。
- ② 取締役会は、定例および必要と認められる取締役会付議と報告事項を準備し、会社の業務執行に関する事項を決定する。取締役会が代表取締役および業務執行を委任した取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、他の取締役の職務執行状況を相互に監視・監督する。
- ③ 内部監査室は、内部統制システムが有効に機能しているかを確認し、整備方針・計画の実行状況の監査を行う。
- ④ 当社は、コンプライアンス体制に係る規程を、役職員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
- ⑤ また、その徹底を図るために、役職員の研修・教育を行うものとする。

3 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、法令および定款、社内規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報の適切な保存および適切な管理を行う。
- ② 取締役の職務執行に関する情報については、法令および定款ならびに文書管理規程、帳票管理規程、その他社内規程にしたがい、取締役、監査役および会計監査人が必要に応じてこれらの文書、記録等を閲覧、謄写することができる状態で管理するものとする。

4 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、各部門において有するリスクの把握、分析、評価およびその回避等適切な対策を実施するとともに、経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生したまたは発生する恐れが生じた場合に備え、予め必要な対応方針を整備し、それが発生した場合には、必要かつ適切な対応を行う。
- ② 新たに生じたリスクについては、取締役会において、速やかに対応責任者となる取締役を定める。
- ③ 特に、法令遵守(コンプライアンス)、環境(自然環境及び就業環境、健全な職場を含む)、災害、品質(製品・サービス・業務)、情報セキュリティ、輸出管理等におけるリスクについては、各担当部門および部署において、規程の整備を進め、ガイドライン、マニュアル等の作成を行い、かつ研修・教育を行う。
- ④ 全社的なリスク管理状況の監視は、内部監査室が行うほか、各部門および部署におけるリスクマネジメント体制の整備を支援し、その整備を推進する。

5 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、経営組織、代表取締役およびその他の業務を担当する取締役の職務分掌に基づき、取締役に業務執行を行わせる。
- ② 経営効率を向上させるため、経営企画会議、販売戦略会議、営業幹部会議、合同技術会議を開催し、これに取締役が参加することにより業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を機動的に行う。

6 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、関係会社運営規程に基づき、子会社管理の所轄部門が、子会社の管理を統括して行う。また、子会社は、当社との緊密な連携のもとに、「ソディック」ブランドの維持・向上を図ることができるように、自らの自立的な内部統制システムの整備を推進する。
- ② 子会社の経営については、その独立性を尊重しつつ、取締役会が必要性を認める場合には、取締役または監査役として当社の取締役または使用人を派遣し、子会社の事業内容および子会社の取締役の職務執行状況の定期的な報告を求めるなどして、子会社の取締役の職務執行を監視・監督する。また、当社の監査役と内部監査室は、子会社の業務執行を監査する。

7 監査役の職務を補助すべき使用人

- ① 監査役は、必要に応じて監査業務補助のスタッフを求めることができる。
- ② 監査役より必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役や内部監査室長などの指示・命令を受けないものとする。

8 取締役および使用人の監査役への報告体制およびその他監査役への報告に関する体制、 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役および使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行の状況を報告する。取締役は、法定の事項に加え、当社および当社企業グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況およびその内容を、法令および監査役会規則、監査役監査規程等社内規程に基づき、監査役会に報告する。
- ② 監査役会は、代表取締役と定期的な会合を持ち、監査上の重要な課題などについて意見の交換等を行う。
- ③ 取締役は、監査役がその職務遂行のために、情報の収集・交換が適切に行うことができるようにするため、監査役が必要と認めた重要な調査に協力する。
- ④ 監査役は、内部監査室と密接な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査室に調査を求める。
- ⑤ 監査役会は、会計監査人と定期的な会合を持ち、意見および情報の交換を行うとともに会計監査人から会計監査内容について説明を求める。

以上